

令和7年 第7回農業委員会総会 議事録

1. 日 時	令和7年6月10日（火） 午前9時30分～														
2. 場 所	にかほ市役所金浦庁舎 第3会議室														
3. 委員総数	12名														
4. 出席した委員（11名）	<table><tr><td>1番 佐藤久美子</td><td>3番 加藤朋光</td></tr><tr><td>4番 佐々木純子</td><td>5番 佐々木唯翔</td><td>6番 齋藤一成</td></tr><tr><td>7番 森 孝良</td><td>8番 須藤孝子</td><td>9番 須田 久</td></tr><tr><td>10番 石井智代</td><td>11番 巴 朋之</td><td>12番 遠藤 豊</td></tr></table>				1番 佐藤久美子	3番 加藤朋光	4番 佐々木純子	5番 佐々木唯翔	6番 齋藤一成	7番 森 孝良	8番 須藤孝子	9番 須田 久	10番 石井智代	11番 巴 朋之	12番 遠藤 豊
1番 佐藤久美子	3番 加藤朋光														
4番 佐々木純子	5番 佐々木唯翔	6番 齋藤一成													
7番 森 孝良	8番 須藤孝子	9番 須田 久													
10番 石井智代	11番 巴 朋之	12番 遠藤 豊													
5. 欠席した委員（1名）	2番 佐々木鋼記														
6. 総会議長	会長 遠藤 豊														
7. 議事録署名委員	1番 佐藤久美子 4番 佐々木純子														
8. 出席した説明員	議案第21号-1の譲受人														
9. 出席した事務局職員	事務局長 佐藤孝司 副主幹班長 村上裕子 副主幹 齋藤雄介														
10. 議事日程	<table><tr><td>第1 議事録署名委員の指名</td></tr><tr><td>第2 会議書記の指名</td></tr><tr><td>第3 会期の決定</td></tr><tr><td>第4 諸般の報告</td></tr><tr><td>第5 議案審議</td></tr></table>				第1 議事録署名委員の指名	第2 会議書記の指名	第3 会期の決定	第4 諸般の報告	第5 議案審議						
第1 議事録署名委員の指名															
第2 会議書記の指名															
第3 会期の決定															
第4 諸般の報告															
第5 議案審議															
報告第8号	農地の転用事実に関する照会について ・・・【1件】														
報告第9号	農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について ・・・【1件】														

議案第 20 号	農地法第 3 条の規定による賃借権の設定について ・・・【31 件】
議案第 21 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転の件について ・・・【4 件】
議案第 22 号	農地法第 5 条の規定による権利設定の件について ・・・【1 件】
議案第 23 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転の件について ・・・【1 件】
◆事務局長	ただ今より、令和 7 年第 7 回にかほ市農業委員会総会を開会いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。 (開会 午前 9 時 30 分)
◇会長	おはようございます。 4 月、5 月と雨が続いて、ここ 1 週間ほどは良い天気が続いたのですが、九州や関西ではすでに梅雨入りし、昨日、九州では線状降水帯が発生しております。昨年、にかほ市でも 7 月に大雨被害があったわけですが、今年はそうならないことを願っております。関東甲信越でも今日梅雨入りしたそうで、東北も間もなく梅雨入りとのことです。 さて、先月の 28 日に全国農業委員会会長大会に出席いたしております。この大会は 20 年前から始まり、全国に 1,790 の農業委員会がありますが、その会長さん達が一堂に集まっております。 本日の総会の案件は、報告 2 件、議案 4 件です。慎重なるご審議をお願いいたします、あいさつといたします。
◆事務局長	ありがとうございました。 議事に移る前に議案の訂正及び追加をお願いします。議案第 22 号-1 がそのまま議案第 22 号「農地法第 5 条の規定による権利設定の件について」になり、議案第 22 号-2 を新たに「議案第 23 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の件について」に訂正し追加議案といたします。 次に議案書の修正です。議案書 23 ページの議案第 20 号-27 から、議案書 25 ページの議案第 20 号-31 までの中央部分、権利種別の「解除条件付き 3 条賃貸借」と記載の横の欄ですが、「再設定」と記載すべきものが全て空欄となっておりますので、修正願います。

それでは、これより議事に移ります。議事の進行は、にかほ市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、会長が議長になりまして進めさせていただきます。会長、よろしくお願ひします。

◇議長

それでは、審議に入る前に欠席者を報告します。2番 佐々木鋼記委員より欠席の届け出がありました。

ただ今の出席委員は、委員総数12名中、11名です。出席委員は過半数に達しております。よって本日の会議は成立いたします。

◇議長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

1番 佐藤久美子委員、4番 佐々木純子委員の両名にお願いいたします。

◇議長

日程第2 会議書記を指名いたします。

会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。

◇議長

日程第3 会期の決定の件を議題といたします。

会議の会期は、本日1日限りと決定することにご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声あり〉・・・

◇議長

ご異議ないようですので、会期は本日1日限りといたします。

◇議長

日程第4 諸般の報告

5月23日に、秋田県都市農業委員会会長会の総会に佐藤事務局長と一緒に出席しております。また、5月28日に、全国農業委員会会長大会及び県選出国会議員要請集会に出席しております。

◇議長

日程第5 議案審議に入ります。

報告第8号 農地の転用事実に関する照会について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

報告第8号を説明いたします。議案書4ページからになります。農地の転用事実に関する照会が、秋田地方法務局本荘支局よりありました。位置図、公図、現況写真を5ページから7ページに掲載しております。申請農地に隣接する宅地・家屋の売買にかかる確定測量により、境界の一部に誤りがあることが分かりました。現況に合わせて修正するため宅地にかかる農地の一部を分筆して地目変更するものです。現況写真のとおり宅地の一部であることから、非農

地として回答しております。現地につきましては遠藤会長、佐藤委員に確認していただいております。

◇議長 報告第8号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 ご質問、ご意見等ないようですので、報告第8号については、同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声あり〉・・・

◇議長 ご異議ないと認め、同意することに決定いたします。

◇議長 次に、報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長 報告第9号を説明いたします。議案書8ページになります。新たに賃借権を設定するため、合意解約するものです。なお、新たな賃借権の設定として、議案第20号-3へ上程されています。

◇議長 報告第9号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 ご質問、ご意見等ないようですので、報告第9号については、同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声あり〉・・・

◇議長 ご異議ないと認め、同意することに決定いたします。

◇議長 次に、議案第21号 農地法第3条の規定による所有権移転の件について を上程します。本来であれば次第のとおり議案第20号を審議するのですが、議案第21号-1の案件について、譲受人本人から説明していただく予定となっておりますので、順番を変えてご審議いただきたいと思います。まずは、議案21号-1について事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案説明の前に少しお話させていただきます。令和5年の農地法の改正により、意欲を持って農業に新規に参入する者を地域内外から取り込み、農地利用を促進する観点から下限面積要件が廃止されました。事前に配付しております窓口対応マニュアルでは、一般的に管内で初めて農地取得の申請をする場合、まずは賃借権での農地利用を勧め、3年くらいの実績を見てから取得に誘導するのが望ましいとされおり、また、必要に応じて総会への出席を求め、委員の前で當農計画などを説明してもらうこともあります。今回の審査にあたり、譲受人から総会審議に出席していただき、事業計画等についてご説明いただくことにしましたので、許可判断の材料としてくださるようお願いします。

それでは議案21号-1について説明いたします。議案書26ページになります。

譲受人は、にかほ市への移住者であります。譲受人は管内における耕作の実績はないのですが、譲受人が経営するフラワーデザイン事務所に関連する植物の栽培を申請地で計画し、これからご自身が農業に関わっていくことを面談の中で確認しております。譲受人の経歴や会社の活動内容、今後のビジョン等、詳細については事前に配付した資料に記載のとおりとなっております。

◇議長

説明員として議案第21号-1の譲受人の入室を認めます。

〈議案第21号-1の譲受人 着席〉 (午前 9時47分)

◇議長

暫時休憩します。 (午前 9時48分)

◇議長

再開します。 (午前 10時15分)

◇議長

議案第21号-1の譲受人は退席願います。

〈議案第21号-1の譲受人 退席〉 (午前 10時16分)

◇議長

議案第21号-1の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

◇7番
森委員

最初に窓口対応マニュアルの話がありました。今回の件は、様々な理由により最初から所有権移転としたわけですが、事務局に相談があった際に、まずは賃貸借での実績を見てからなどマニュアルによる手順の説明や、確認はあったのですか。

- ◆事務局班長 マニュアルによる手順の説明や、許可にあたっての要件確認を含めて面談をしましたが、今後の計画等について直接ご説明いただいた上で、委員の皆様から許可に値するのかを判断してもらうため、今回ご本人から説明してもらったということになります。
- ◇議長 他にご質問、ご意見等ございませんか。
- ◇3番 加藤委員 フラワーデザインの事務所と、そこに関連する花を隣接する農地で育てるということで花農家になるという意味ではないですね。
- ◆事務局班長 花農家になるというわけではなく、そこで作った花を自分たちの活動の材料にするという考え方のようです。
- ◇議長 他にご質問、ご意見等ございませんか。
- ・・・・〈なしの声あり〉・・・
- ◇議長 議案第21号-1について、ご質問、ご意見ないようすで、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- ・・・・〈挙手全員〉・・・
- ◇議長 挙手全員ですので、許可することに決定いたします。
- ◇議長 次に、議案第21号-2から4までを上程します。事務局の説明を求めます。
- ◆事務局長 議案第21号-2から4までを説明いたします。議案書は26ページからです。
- 議案第21号-2は、こちらも譲受人は農家ではありませんが、長年の間、市民菜園での野菜の栽培実績がございます。譲受人が家庭菜園として野菜を作付けするため、農地を取得しようとするもので、売買金額は [REDACTED] 円となっております。
- 議案第21号-3と4は譲受人が同一であります。議案第21号-3は譲渡人の離農に伴い、周辺の農地を耕作する譲受人に所有権移転するものです。売買金額は、全部で [REDACTED] 円となっております。
- 議案第21号-4は、譲渡人が県外在住のため、これまで譲受人が管理してきた農地ですが、譲受人の規模拡大意向と合致したため

所有権移転するものです。売買金額は 10 アール当たり [] 円の [] 円となっております。

◇議長 議案第 21 号－2 から 4 までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

◇議長 暫時休憩します。 (午前 10 時 25 分)

◇議長 再開します。 (午前 10 時 35 分)

◇議長 ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、議案第 21 号－2 から 4 について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長 次に、議案第 20 号 農地法第 3 条の規定による権利設定の件について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長 議案第 20 号を説明いたします。議案書 9 ページからです。

議案第 20 号－1 は、寺田地区において、周辺の農地を耕作する受人の規模拡大意向と合致したことにより賃借権を新設するものです。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第 20 号－2 は、期間満了による賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第 20 号－3 は、賃借権の新設です。報告第 9 号に係る農地で、受人が自作地と併せて耕作するものです。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第 20 号－4 は、受人の規模拡大のため、賃借権を新設するものです。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第 20 号－5 は、賃借権の新設ですが、利用権設定の期間満了による契約のため、実質再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第 20 号－6 と 7 は、賃借権の新設です。長岡地区において

受人が自作地と併せて耕作するものです。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第20号-8は、中ノ沢地区において法人が耕作していた農地を引き受けるもので、使用貸借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第20号-9から31は、受人が同一の法人で、期間満了による賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

◇議長 議案第20号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

◇議長 暫時休憩します。 (午前10時40分)

◇議長 再開します。 (午前10時47分)

◇議長 ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、議案第20号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長 次に、議案第22号 農地法第5条の規定による権利設定の件について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長 議案第22号を説明いたします。議案書28ページです。議案第22号は農作業用倉庫建築のための農地転用の案件です。事業計画書や位置図、現況写真等を29ページから38ページまで掲載しておりますが、場所は寺田地区の農地で、申請者が自ら小菊を栽培するパイプハウスの隣接地です。現地については、由利地域振興局職員及び佐藤敏彦推進委員に確認していただいております。

◇議長 議案第22号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

- ◇ 7番
森委員 事業費の内訳に農地の借り上げ経費が計上されていない点と、今回の申請について分筆という作業は必要ないのか、この2点について説明をお願いします。
- ◆事務局班長 農地についてはもう既に賃借権が設定されているので今回の経費には計上されおりません。
- ◇ 3番
加藤委員 借りている農地は分筆が必要ないということですか。
- ◆事務局班長 今回に関しては必要ありません。ただ詳細については、次回までの回答にさせてください。
- ◇議長 他にご質問、ご意見等ございませんか。
- ・・・(なしの声あり)・・・
- ◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、議案第22号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- ・・・(挙手全員)・・・
- ◇議長 挙手全員ですので、許可することに決定いたします。
- ◇議長 次に、議案第23号 農地法第5条の規定による所有権移転の件について を上程します。事務局の説明を求めます。
- ◆事務局長 議案第23号を説明いたします。
議案第23号は近隣の自動車整備工場が使用する駐車場及び通路整備のための農地転用の案件です。事業計画や位置図、現況写真等を39ページから46ページまで掲載しておりますが、場所は、にかほ幹部交番に隣接する自動車整備工場から南西方向に約150メートル、国道7号を挟んだ住宅地の一角です。現地については、由利地域振興局職員及び巴委員、石井委員に確認していただいております。
- ◇議長 議案第23号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。
- ◇ 7番 駐車場の奥の方に除雪機械を保管する場所があるようです。住宅

森委員 地ですので、除雪機械の早朝の対応については、騒音など、周りに配慮していただければと思います。

◇議長 他にご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、議案第23号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長 以上をもって、本日の議事日程は全て終了しました。
これをもちまして、総会を閉会いたします。皆さん大変ご苦労様でした。

(閉会 午前11時05分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを
作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

令和7年6月10日

議事録署名委員

総会議長 会長 印

委 員 1番 印

委 員 4番 印